

「遺産整理業務」に関する費用等の改定について

このたび弊社では、「遺産整理業務」の商品性の改善を図り、「遺産整理業務」の費用等について、下記のとおり改定することといたしました。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 遺産整理手数料

(1) 改定内容

相続税評価額による遺産整理対象財産額に下記の率を乗じた額（円未満切捨て）の合計額（千円未満切捨て）に1.10を乗じた額（消費税等10%込み）

| | 現行 | 改定後 |
|--|------------|----------|
| ①農中信託銀行およびJ A・信連・農林中央金庫にお預け入れまたはお取扱いの預貯金、投資信託、国債、金融債券、出資金、建物更共済等の共済契約等に対して | 0.3% | 0.24% |
| ②その他の財産に対して（消極財産を含みません） | | |
| 5,000万円以下の部分 | 2.0% | 1.60% |
| 5,000万円超1億円以下の部分 | 1.5% | 1.20% |
| 1億円超2億円以下の部分 | 1.0% | 0.80% |
| 2億円超3億円以下の部分 | 0.8% | 0.64% |
| 3億円超5億円以下の部分 | 0.6% | 0.48% |
| 5億円超10億円以下の部分 | 0.5% | 0.40% |
| 10億円超の部分 | 0.3% | 0.24% |
| 遺産整理手数料の最低手数料額（消費税等10%込み） | 1,100,000円 | 880,000円 |

(2) 適用日

2025年4月1日以降の新規契約分から

（2025年3月31日までの契約分は、契約に基づき現行料率を適用。）

以 上